

# 社会福祉法人 奈良市和楽園 行動計画

所定外労働時間が1ヶ月45時間超、もしくは年間360時間を超える職員がいる状況を踏まえて、所定外労働時間を見直し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を算定します。

## 1. 計画期間

令和5年8月1日～令和8年7月31日までの3年間

## 2. 内容

目標：職員全員の所定外労働時間を、1人につき年間300時間未満とします。

- ・令和5年8月～ 現状の職員の超過勤務時間の把握・基準人員に対する職員の充足具合の確認
- ・令和6年度～ 業務効率の改善・所定外労働時間の削減を検討する

令和5年7月27日